

石狩海浜植物保全の方向性について

◆石狩海浜植物保全対策の経緯 <表1>

車両によるレジャー利用者の増加による海浜植物の消失、環境悪化が進んだ石狩浜の環境保全対策は、市が平成4年より、自主的に海水浴場を挟む一般海浜地約1.6kmに車両乗り入れ防止柵を設置して植生保全を図ってきた(図1-①)。残る三線までの海岸保全区域については、石狩湾海岸保全基本計画(平成15年)の策定に伴い、平成17年、北海道札幌建設管理部が車乗り入れ防止柵を設置し、植生保全対策を行ってきた(図1-②)。

しかし、砂丘走行を目的とした四輪駆動車、サンドバギー車、モトクロスバイクは、トラロープによる車乗り入れ防止柵を切断、掻い潜るなどして植生内へ侵入し、海浜植生の消失、砂丘地形の崩壊は進行する一方であった。

そのため、平成21年7月、海岸管理者等で構成する石狩浜環境保全連絡会議(表2)を設置し、石狩浜の環境保全対策について協議を重ねてきた。平成22年1月、総務省行政評価局から北海道札幌建設管理部に、石狩浜の海浜植物の保全に関する「あっせん」があり、回答として、柵の補強や効果的な看板の設置、マナー啓発に努めても改善が見られない場合は、自然環境法令等の適用による利用規制を検討するとした。

しかし、北海道札幌建設管理部による車乗り入れ防止柵設置区域は、看板設置、柵の補強にも関わらず状況は改善せず、また、海岸法、自然環境法令及び道条例による規制は、条件が合致しない等の理由から適用困難と、担当機関より見解が出された。北海道札幌建設管理部と石狩市石狩海浜植物保護センターで協議を重ね、平成24年3月22日開催の石狩浜環境保全連絡会議において、以下のとおり合意された。これまでの当市の考え方を踏まえ、一定の方向性を得たので、この方向性をもとに、今後、段階的に市条例による海浜植物等保護地区の指定を含む海浜地の保全を進めていく。

◆石狩浜環境保全連絡会議において合意された内容

現在石狩市で独自に設置している車乗り入れ防止区域(海水浴場から新港側へ約1km(西浜地区)と、はまなすの丘公園西端から海水浴場までの約600m程度(弁天地区)(図1-①))を正式に占用し、柵の補修等踏まえ、市条例に基づく海浜植物等保護地区に指定する。海浜植物等保護地区指定に伴う車進入規制の効果を検証し、効果があれば、監視対策等、市予算にあわせて、順次新港側(三線地区 図1-②)へ占用面積を増やし、海浜植物等保護地区指定していく。

ただし、新港側は、現在札幌建設管理部でロープ柵を設置して植生上への車乗り入れ防止を図っているが、ロープ切断や掻い潜る等により侵入が後を絶たない状況にあるため、札幌建設管理部の協力を得て、単管柵で海浜植生地を囲う等の対策が併せて講じられた段階で、占用手続き等進めることとする。

表1. 石狩浜環境保全の経緯概要

年度	保全対策の内容	備考
平成4年～	市が、海水浴場挟む一般海浜地及び港湾隣接区域に自主的に植生保護柵設置	図1-①参照
平成15年	北海道が石狩湾海岸保全基本計画策定	平成11年改正海岸法に基づく
平成17年～	北海道が海岸保全区域に植生保護柵設置	図1-②参照
平成20年	石狩浜環境保全連絡会議準備会	
平成21年7月	石狩浜環境保全連絡会議設立	
平成22年1月	石狩浜の海浜植物の保全について「あっせん」	総務省行政評価局より北海道札幌建設管理部へ、
平成22年3月	「あっせん」に対する回答 ・看板設置・柵補強、すみ分けの検討、マナー啓発に努める ・改善されない時は、自然環境法令等の適用による利用規制も検討	北海道札幌建設管理部から総務省行政評価局へ
平成22年6月～平成23年9月	石狩浜環境保全連絡会議で、海岸法及び自然環境法令の適用による利用規制は困難と、各担当機関の見解あり。	
平成24年3月	石狩浜環境保全に関する方向性について、石狩浜環境保全連絡会議で合意。	

表2. 石狩浜環境保全連絡会議構成

石狩浜環境保全連絡会議 構成員
林野庁 北海道森林管理局 石狩森林管理署
北海道札幌建設管理部
北海道石狩振興局
石狩湾新港管理組合
石狩市

図1. 石狩浜の植生保全対策の状況



